

平成22年3月23日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接続委員会

主査 東海幹夫

報告書(案)

平成22年2月22日付け諮問第3020号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)  
(長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方
<p>意見1 平成22年度の長期増分費用方式に基づく接続料は上昇しており、今後もトラヒックが減少し、接続料が上昇し続けることが見込まれるため、平成23年度以降の接続料算定方法については、長期増分費用方式に基づく接続料算定の在り方自体を抜本的に見直すべき。また、NTT東西は、平成23年度以降の接続料の算定の在り方の検討に必要となる情報を速やかに公表すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 認可申請された平成22年度の長期増分費用方式に基づく接続料は、接続料規則に則り算定されましたが、結果としてきせん点RT～GC間伝送路コストの加算率上昇およびトラヒック減少等の影響を受けることによって、GC接続およびIC接続を始めとした接続料が値上りに転じております。</p> <p>今後も見込まれるトラヒック減少そして接続料上昇が続くことになれば、接続事業者としては事業継続性に影響し受け入れ難いことから、次期LRICモデルのみならずトラヒック算定等のプライシングを含めた接続料低減に資する抜本的見直しを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(フュージョン)</p>	<p>○ 今回申請のあった長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料の改定については、本年2月に改正された接続料規則に規定する算定方法に基づき適切に算定されたものと認められる。</p> <p>他方、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もトラヒックの減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、平成23年度以降の接続料算定の在り方について、今後の接続料水準を注視しつつ、長期増分費用モデルの評価も含め検討を行うことが適当である。</p> <p>また、NTT東西は平成22年度にPSTNからIP網への移行について概略的展望を公表することとしているが、平成22年2月22日付当審議会答申においても要望を行ったとおり、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西は、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことが適当である。</p>
<p>○ 長期増分費用(LRIC)方式に基づく平成22年度の接続料については、平成17年度から行われたNTSコストの段階的な控除による値下げ効果が平成21年度に終了したことによって、トラフィック減少による上昇を相殺できなくなったため、GC接続、IC接続共に大幅な値上げとなっています。</p> <p>アナログ電話サービスについては、これまでの政策によって競争が機能し、ユーザー料金の低廉化が実現してきましたが、電話トラフィックの需要は移動体やIP電話に移行し続けており、今後も接続料が上昇することが想定されます。このままでは、アナログ電話サービス市場における競争の維持は困難となり、結果として国民利便が阻害されてしまうことが懸念さ</p>	

<p>れます。</p> <p>次期接続料算定に適用することを想定してとりまとめられたLRIC5次モデルは現行モデルのマイナーチェンジを前提として検討されましたが、平成23年度の接続料算定に向けては、例えば、契約は存在しているものの実際にはほとんどトラフィックが発生していない固定電話回線が増えつつあることを考慮するなどにより、LRIC方式による接続料算定の在り方 자체を大幅に見直すことが必要です。そのためには、NTTがPSTNのみならず、IP電話への移行計画や電話サービスの将来像を早期に明確にすることが必須であり、NTTは国民利益の最大化のために、平成23年度以降の接続料算定の在り方の検討に必要となる情報を速やかに公表する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見2 平成23年度以降の接続料算定の在り方については、NTT東西による具体的なIP網への移行計画の公表を待つことなく、他のPSTN接続料を含めて検討すべき。また、その際には、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いについても併せて検討すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 今回の長期増分費用方式による平成22年度の接続料について、トラヒック減少傾向が続く状況の下、NTSコストの段階的控除の終了およびき線点RT-GC間伝送路費用の付け替え率が増加したことで、3分換算でGC接続が前年度比約13%、IC接続が約8%という大幅な値上げとなつておらず、いずれも平成12年度の長期増分費用方式への移行後、最も高い料金水準に近づきつつあります。</p> <p>そもそも、き線点RT-GC間伝送路費用については、『平成20年度以降の接続料の在り方について』答申において、利用者によるユニバーサルサービス費用負担を抑制する観点から、やむをえずNTSコストの一部として接続料原価に算入することと整理されました。その一方で、IPへのマイグレーションをふまえ、接続料の水準にも配意しつつNTSコストの扱いを早急に検討することとされています。IPへのマイグレーションの道筋も不透明であることに加えて、現在でも国民の生活基盤であるPSTNサービスに関する接続料の水準が上昇し続けることは、競争事業者の競争力を失わせると共に、利用者利便性を損いかねません。</p>	<p>○ 平成22年2月22日付当審議会答申においても要望を行ったとおり、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じレガシー系サービスの接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p> <p>また、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、平成20年12月付情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成21年度(認可年度)からの3年間も引き続き、接続料原価に算入する現行方式の採用が適当とされたところである。平成23年度以降の接続料算定の在り方について検討する際には、上記答申におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱いが、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保する観点に基づくものである点も踏まえ、当該コストの扱いについても改めて検討することが適当である。</p>

<p>今後における平成23年度以降の接続料算定の在り方の議論については、PSTNにおいて引き続き電気通信市場の公正競争環境が維持され、利用者利便性の確保を図ることを旨として、NTT東西殿から具体的なIPへの移行計画の公表を待って検討を行うのではなく、他のPSTN接続料も含めて平成23年度の接続料算定に反映出来る具体的なロードマップを策定した上で、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いなども含めて、検討を進めることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イーアクセス・イーモバイル)</p>	
<p>意見3 平成22年度の長期増分費用方式に基づく接続料が大幅に上昇していることに加え、同方式により算定されたコストが、実際のコストよりも高い値となっているなど、現行の長期増分費用方式による接続料算定には問題がある。このため、平成22年度の接続料を現行水準に維持・凍結すると共に、接続料算定方法の抜本的見直しを含め、現行規制の在り方 자체を早急に見直すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回、東日本電信電話株式会社殿並びに西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」という。）より認可申請がなされた平成22年度の長期増分費用方式にもとづく接続料は前年度比で約15%増（GC接続3分間当たり）の大幅な値上げとなっています。           <p>通常、民間企業同士の契約であれば、仮に取引価格上昇の要因が発生したとしても一方的な値上げは行われず、価格交渉等によりこれまでの水準に据え置く判断がなされる等の市場原理が機能するものであり、実際に過去の事業者間協議の事例を見ても、需要の減少やコストの上昇等接続料の上昇要因が見られる中でも事業者の経営努力により接続料の値上げをせずに水準を据え置く事例も存在しています。</p> <p>しかしながら、現行制度ではNTT東西殿の接続料については、省令等に定められたルールに従って、半自動的に値上げが行われるものとなっており、このことは、本来、市場原理に任せていたいとは解決しない問題にのみ行政が介入してルール整備を行うという規制本来の在るべき機能を果たしていないばかりか、寧ろ市場原理の下では簡単には生じ得ない接続料の上昇という結果を招いており決して看過できない状況といえます。</p> <p>そもそも、長期増分費用方式による接続料算定は、ドミナント事業者に</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回申請のあった長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料の改定については、本年2月に改正された接続料規則に規定する算定方法に基づき適切に算定されたものと認められる。           <p>また、実際費用が長期増分費用方式により算定された費用よりも低い値となることについては、平成19年9月付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」に示したとおり、両費用が今後どのように推移していくのかを現時点で正確に判断することは困難であり、現時点で実際費用の方が低い値であることをもって直ちに長期増分費用方式の有用性の有無を判断することは適切ではない。</p> <p>以上のことから、電気通信事業法において「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」と規定されていることもかんがみると、現行の接続料水準を政策的観点から維持・凍結することは必ずしも合理的であるとはいえない。</p> <p>なお、総務省においては、今後も実際費用と長期増分費用方式により算定された費用の乖離幅について注視し、必要に応じて要因分析等を行うことが適当である。</p> </li> </ul>

潜在的に存在する非効率等を排除すること等を目的に導入されたものですが、現状では実際のコストよりも高額になるという逆転現象<sup>※1</sup>も確認されており、ルールに従っているとの理由のみで実コストよりも高額なコストに基づく接続料の支払いを強要されることは、接続事業者に過度の負担を強いることとなり、極めて問題がある状況といえます。

このような逆転現象を起こすこと自体が長期増分費用モデルの限界を示しており、現行の規制が市場原理の価格交渉機能よりも劣るとの結果は、規制本来の目的を果たさないばかりか寧ろドミナント事業者を擁護し競争事業者の競争力を削ぐという歪んだ結果を人為的に導き出すという諸外国にも例を見ない構造的な問題をはらんでいる状況といえます。

日本はメタルから光への移行、レガシーサービスからIPサービスへの移行において、諸外国に先んじている状況にあり、いわば情報通信事業分野における課題先進国であるといえます。

そうした情報通信分野における課題先進国である日本は、様々な課題に対して世界に向けてベストプラクティスを示すべき立場にあるといえ、世界の情報通信をリードするという観点からも総務省殿には諸外国の模範となる新たなルール作りを期待するところです。

以上のことから、弊社共は平成22年度の接続料を現行水準に維持・凍結すると共に接続料算定方法の抜本的見直しを含め現行規制の在り方 자체を早急に見直していただくことを強く要望します。

※1 NTT東西殿の平成20年度接続会計報告書によれば、NTT東西殿合計で長期増分費用方式での算定コストが568,377百万円、実際費用方式での算定コストが464,209百万円となっており、長期増分費用での算定結果が104,168百万円高になるとの検証結果が示されています。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 平成23年度以降の接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。